

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・中島慶一

危機的な湿地の減少

二〇二二年に日本語版が発表されたIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学—政策プラットフォーム）「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」（環境省印刷日本語版、政策決定者向け要約）によれば、「（中略）衛星観測によって五〇〇km以上の範囲に人間の影響が検知されない「手つかず」の森林や自然のランドスケープの面積の全世界合計は二〇〇〇年から二〇一三年の間に七%（九

一万九、〇〇〇km²）減少した。この減少傾向は先進国と開発途上国に共通してみられる。内陸水域と淡水生態系の減少率は特に高い。一七〇〇年にあった湿地のうち二〇〇〇年時点で残っているものはわずか一三%で、湿地の減少は近

年さらに加速している」とし、陸における湿地の生態系の減少の度合いが極めて高いことを強調した（一九七〇年から二〇〇八年の間で年間〇・八%の割合）。（P二六「根拠」第四項…「人類は地球上の生命に支配的な影響を与え、陸域、淡水域、海洋の自然生態系の減少を引き起こしている」より抜粋）

また、海洋生態系に関する第五項でも「（中略）一九七〇年から二〇〇〇年にかけて海藻藻場の面積が一〇年に一〇%の割合で減少した。過去一五〇年間で生きたサンゴ礁の面積がほぼ半減し、ここ二〇年から三〇年では、水温上昇と海洋酸性化がその他の減少要因と相互に作用して影響を増幅し、減少が著しく加速している。（後略）」と記述し、海における湿地の減少と劣化も深刻であると総括している。

わが国では「生物多様性国家戦

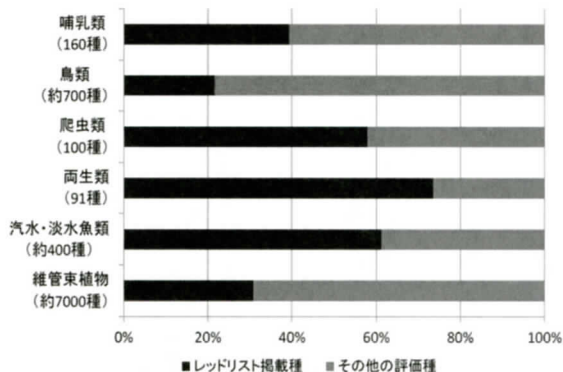


図 環境省レッドリスト2020における分類群ごとの絶滅危惧種数割合(生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021)

略二〇二二—二〇三〇」のキーマッセージにおいて、「環境省第四次レッドリスト（第五回改訂版）に掲載された脊椎動物の五〇%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生生態系の種である」と記述し、生物多様性の減少や劣化のうち、湿地に関連する生物種が危機的状況であることを記述している。

「国家湿地政策」としての生物多様性国家戦略

日本の生物多様性国家戦略は、ラムサール条約締約国にその策定

が要請される「国家湿地政策」としての位置付けもなされている。とはいっても、湿地だけを取り上げた章があるわけではない。森林などの生態系と同様に、各章に関連記述がばらばらに存在しているにすぎず、湿地にターゲットを絞った現状分析や保全戦略、再生戦略が書かれているわけではない。

例えば、行動目標一・二では、「既に劣化した生態系の三〇%以上の再生を進め生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」と目標を掲げているが、既に劣化した生態系の代表格である湿地の再生についての具体的方針は書かれていない。これに続く陸域の湿地に関する具体的施策としては、湿地間ネットワークの構築、生態系保全に資する水確保、下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成、多自然型川づくり、健全な水循環に係る啓発促進、などがある。さらに、湿地に限定されないが、劣化地の再生・回復に関する調査検討、劣化した生態系の再生の強化、自然再生の促進が取り上げられているものの、ほとんどは関連する

既存施策を羅列したものと読むべきであろう。法的根拠や規制のない、科学的評価による重要湿地の選定は行われ公表されているとはいえ、日本では生物多様性国家戦略のほかには、湿地保全に関する国としての方針や計画は存在しない。

台湾の湿地保全施策

近隣国の状況はといえば、韓国も台湾も、湿地をターゲットにした法制度を整備している。

韓国では「湿地保全法」が一九九九年に制定され、台湾では二〇一三年に「湿地保育法」が制定されている。いずれもラムサール条約の国内法またはそれを意識して制定されているもので、日本のような既存法制度を活用するやり方とは異なる。

ここでは台湾の湿地保育法について取り上げる。台湾の湿地保育法は、ラムサール条約の国内対応法という基本的な性格がある。台湾は中国との関係でラムサール条約に加盟していないが、仮に加盟していれば必要となる、条約に基づく国際的な責務を果たすために

ラムサール湿地に当たる国際級重要湿地の指定に加え、国家級や地方級の重要湿地の指定を行い、湿地保全施策を進めている。

特筆すべきなのは、重要湿地においては、ノーネットロスを目指したミティゲーションの原則を法定化していることである。

湿地保育法第二七条の柱書には次のように原則が明文化されている。「各レベルの政府は、第二〇

条の規定に従って中央の主管庁と協議した後、重要な湿地帯の環境

または生態学的機能を損傷または劣化させる恐れがあると認識した

ときは、湿地帯の開発または使用の申請者は、湿地帯影響評価書を

作成し、湿地帯の開発または使用を担当する主管庁に審査・承認を

申請しなければならない。開発または利用の審査と承認の原則は、

以下の通りである…①重要な湿地帯を避けることを優先する。②回避が困難な場合は、影響緩和策や

代替策を優先すべきである。③敷地外での代替措置の実施は、その

措置または代替案の影響を緩和することがまだ困難であり、検討され

たが緩和できない場合にのみ許可される。④それでも敷地外での

補償が困難な場合は、他の形態の生態系補償が認められる」(以下略。機械翻訳による)。

生態系の減少を回避することのよ

うな制度は、環境影響評価システムに関連して日本でも取り組ま

れているが、ノーネットロスの原則

までは踏み込んでいないため、十分に効果を発揮していない。台湾の制度はかなり先進的であるとい

湿地保全施策の必要性

われわれの文明は、農業や工業

の発達開発に伴い、これらの産業に適した平坦地、沿岸地域が集中

的に利用され、そのような立地にもともとあつた湿地をつぶすこと

で発展を遂げてきた側面がある。また、居住地・都市としての快適性

や合理性を追求することが、河川の氾濫原の縮小やそれらに伴う止

水域の減少を推し進めてきた。文明としての合理性が本質的に湿地

の存在と相いれない、すなわち、現代文明と湿地がトレードオフの

関係にあるのだとすれば、相当強制的な施策を構築しない限り、さらに湿地減少が進むことが予測さ

れる。

30 by 30は湿地を

湿地をターゲットに施策を展開

することは、ネイチャーポジティブを掲げたわが国の生物多様性の

状況改善のためには必須であろう。30 by 30目標は、森林率が高いわ

が国においては実質的には既に達成されていて、国土全体の生物多

様性保全に力を発揮することはそれほどないと予想している。むしろ

現在必要なのは、湿地など劣化が著しい生態系タイプの種別ごと

に30 by 30目標を定めることではないだろうか。

参考文献

- 環境省「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け要約」日本語版、二〇二二
 環境省「生物多様性及び生態系サービスの総合評価二〇二二」、二〇二二
 籾はか「台湾における「湿地保全法」関連制度に関する研究」日本建築学会計画系論文集、二〇一六

中島 慶二 ● なかじま けいじ

一九八四年環境庁入庁、野生生物課長などを歴任。二〇一七年より二〇二四年まで江戸川大学国立公園研究所長。